

令和3年6月11日
【内閣府】

【概要書】

**令和2年度少子化の状況及び
少子化への対処施策の概況
(令和3年版少子化社会対策白書)**

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和2年度少子化の状況及び
少子化への対処施策の概況
(令和3年版少子化社会対策白書)

< 概 要 >

令和3年6月
内 閣 府

この文書は、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第9条の規定に基づき、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況について報告を行うものである。

少子化社会対策基本法に基づき毎年国会に提出(法定白書)。今回で18回目。

〈少子化社会対策基本法〉（平成15年法律第133号）

第9条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第1部 少子化対策の現状

第1章 少子化をめぐる現状

- 1 総人口と人口構造の推移
- 2 出生数、出生率の推移
- 3 婚姻・出産の状況
- 4 結婚をめぐる意識等
- 5 出産・子育てをめぐる意識等
- 6 地域比較

第2章 少子化対策の取組

第1節 これまでの少子化対策

第2節 少子化対策における新型コロナウイルス感染症の影響及びそれらへの対応について【特集】

第2部 少子化対策の具体的実施状況

第1章 重点課題

- 第1節 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる
- 第2節 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
- 第3節 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める
- 第4節 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる
- 第5節 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

第2章 ライフステージの各段階における施策

- 第1節 結婚前
- 第2節 結婚
- 第3節 妊娠・出産
- 第4節 子育て

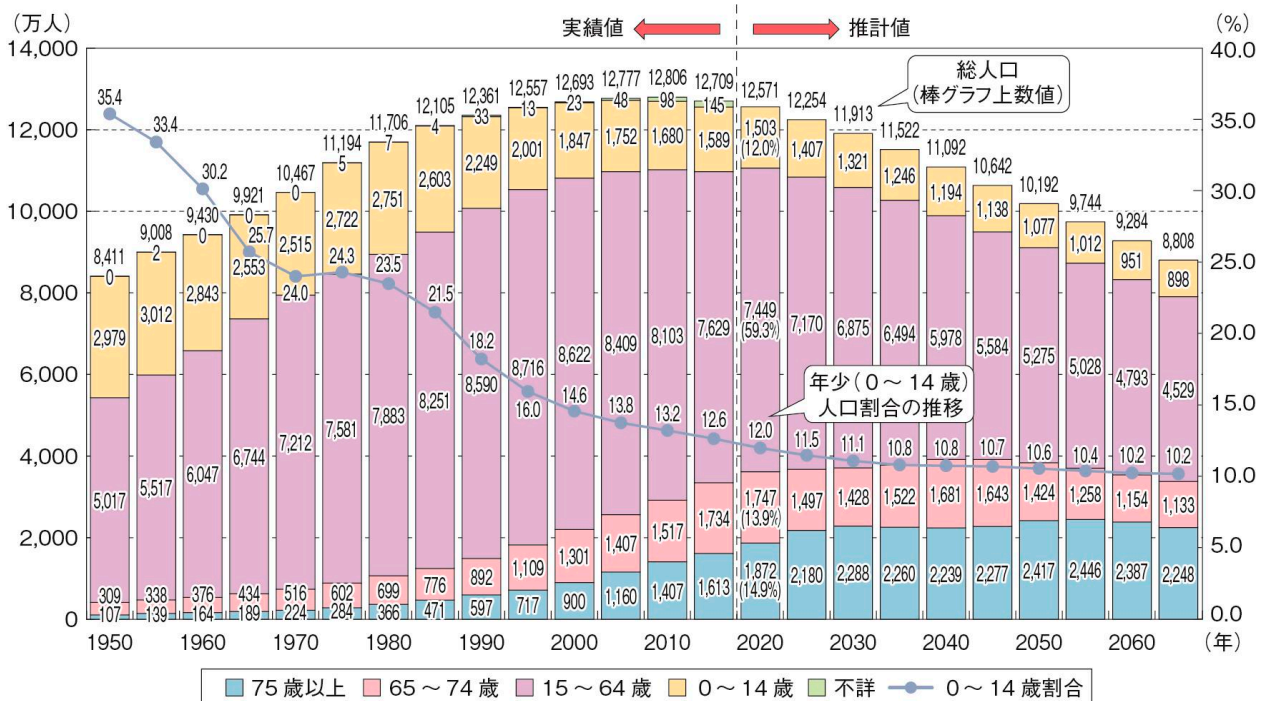
トピックス

- 少子化社会対策大綱の推進について（2021年度における主な取組）
- 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設
- 結婚新生活支援事業の充実について
- 結婚応援に関する全国連携会議
- 新しい生活様式での父親の育児参画
- 多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けて
- NPOやシニア層の参画による地域における子育ての担い手の多様化
- 地域の実情に応じた少子化対策の推進
- 家族の日・家族の週間
- 少子化社会に関する国際意識調査について
- 不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けて

第1部 少子化対策の現状

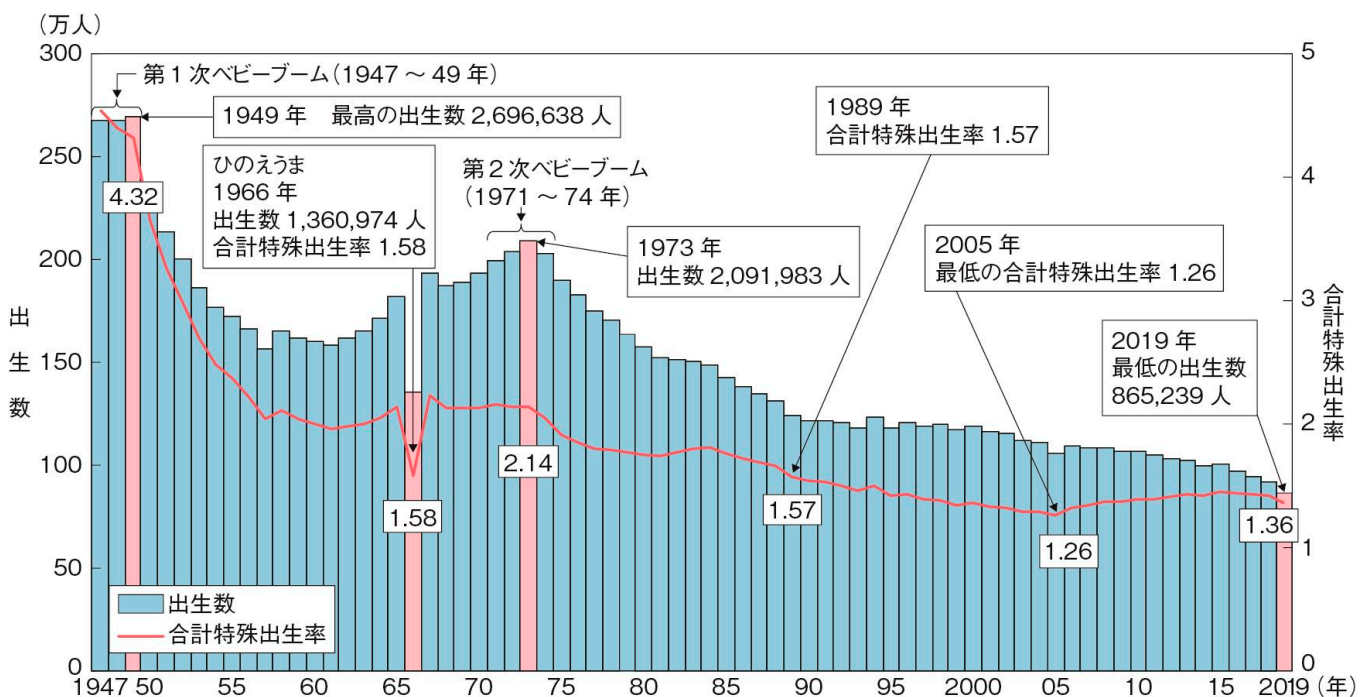
第1章 少子化をめぐる現状

- ・総人口は、2020年で1億2,571万人。
- ・年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、65歳以上人口は、それぞれ1,503万人、7,449万人、3,619万人となっており、総人口に占める割合は、それぞれ12.0%、59.3%、28.8%。



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年は総務省「人口推計」（2020年10月1日現在（平成27年国勢調査を基準とする推計値））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果を基に作成。
注：百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

- ・2019年の出生数は、86万5,239人となり、過去最少（「86万ショック」）。
- ※将来推計人口の出生中位推計（90万4,342人）と出生低位推計（82万1,121人）の間に位置。
- ・2019年の合計特殊出生率は、1.36となり、前年より0.06ポイント低下。

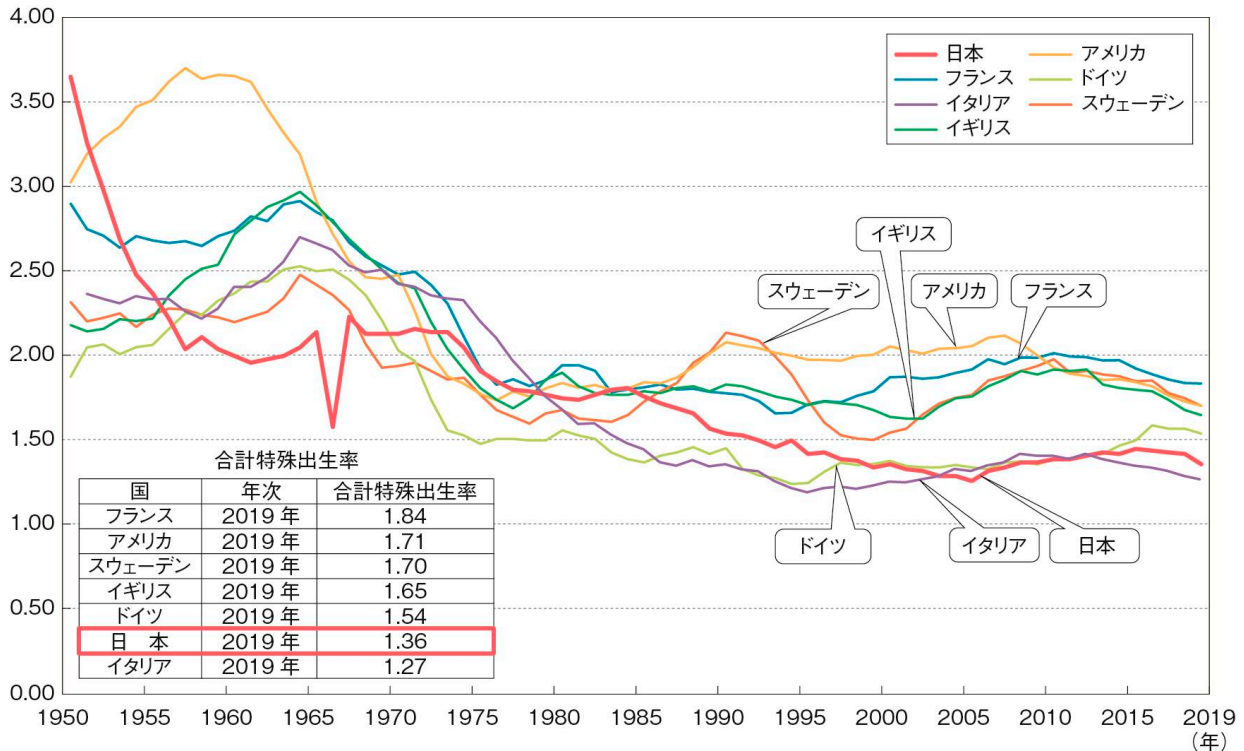


資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

第1部 少子化対策の現状

第1章 少子化をめぐる現状

- 諸外国（フランス、アメリカ、スウェーデン、イギリス、ドイツ、イタリア）の合計特殊出生率の推移をみると、1970年から1980年頃にかけて、全体として低下傾向となったが、1990年頃からは、合計特殊出生率が回復する国もみられる。ただし、2010年頃からはそれらの国々の出生率も再び低下傾向にある。

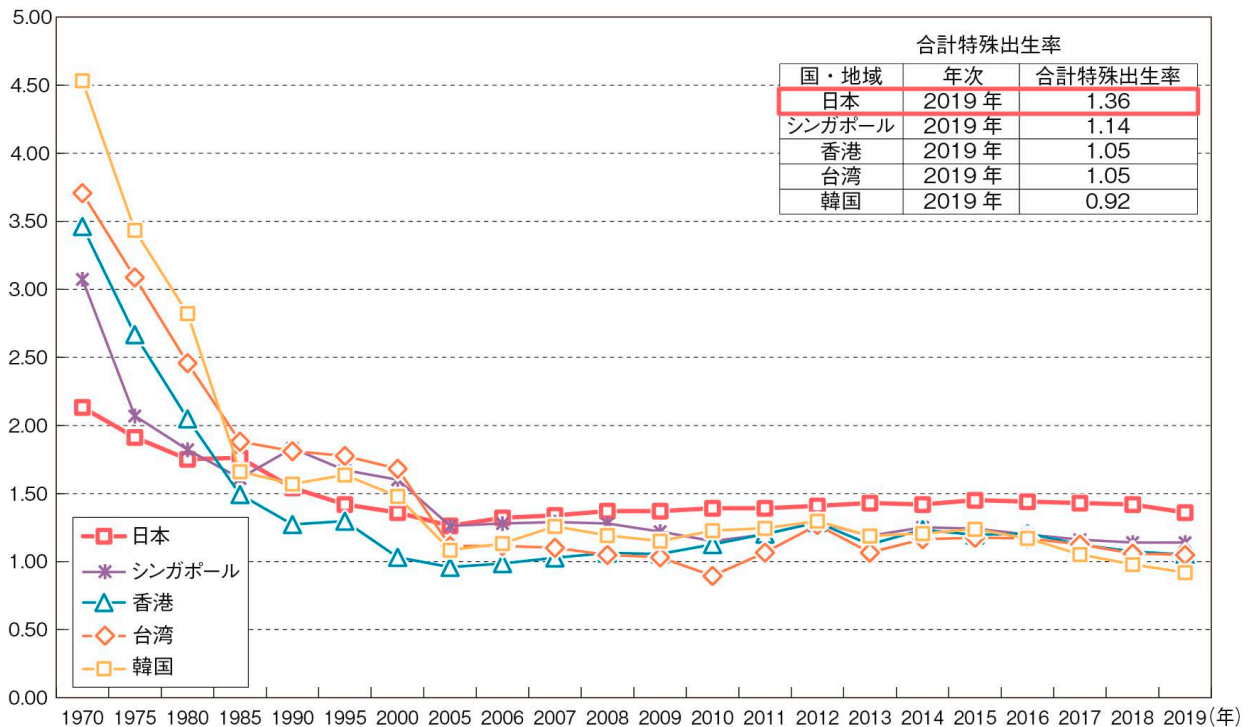


資料：諸外国の数値は1959年までUnited Nations "Demographic Yearbook" 等、1960～2018年はOECD Family Database、2019年は各国統計、日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

注：2019年のフランスの数値は暫定値となっている。

注：2020年は、フランス1.83（暫定値）、アメリカ1.64（暫定値）、スウェーデン1.66、イギリス1.60（暫定値）、イタリア1.24（暫定値）となっている。

- アジアの国や地域について、シンガポール、香港、台湾、韓国の合計特殊出生率の推移をみると、1970年の時点では、いずれの国や地域も我が国の水準を上回っていたが、その後低下傾向となり、現在では人口置換水準を下回る水準。



資料：各国・地域統計、日本は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

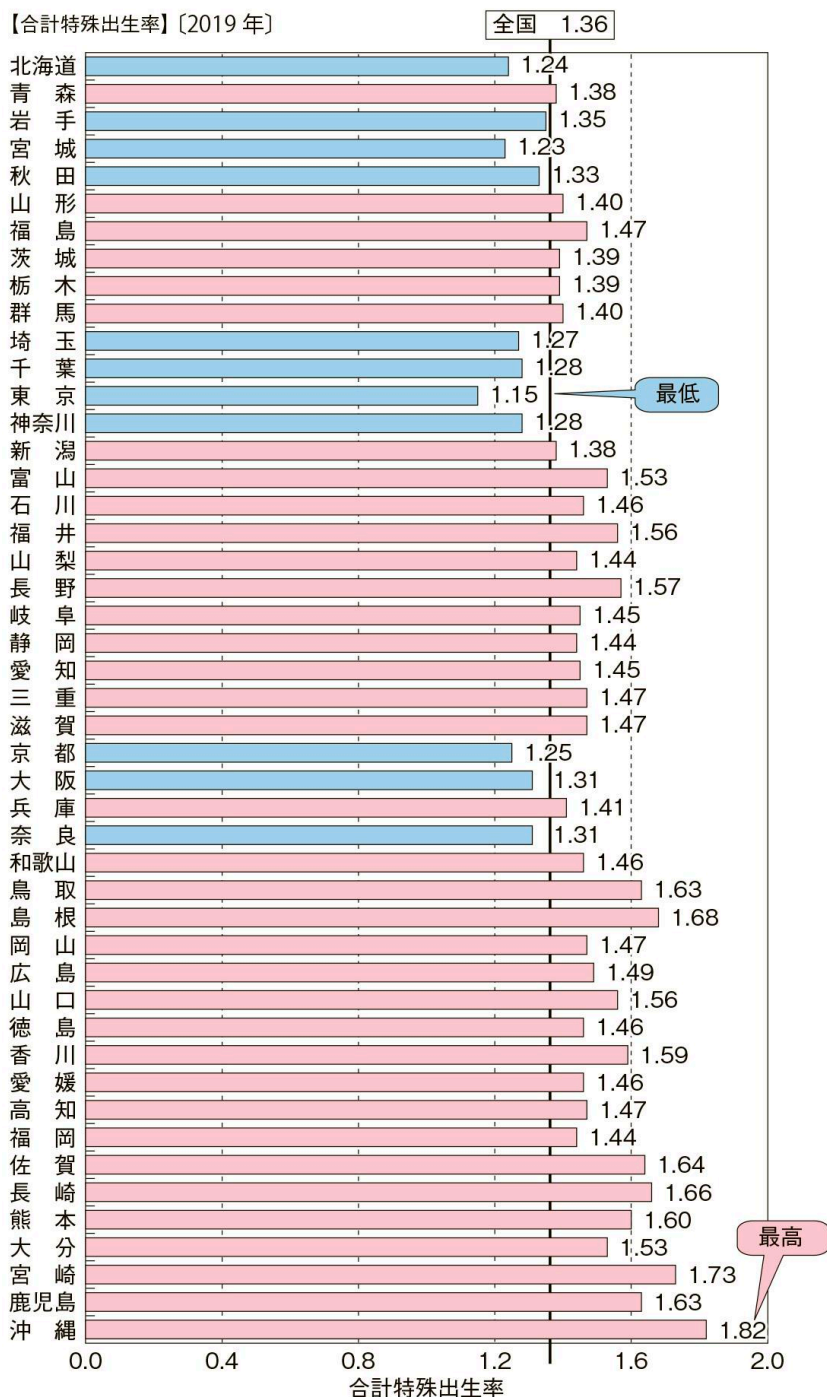
注：香港の1970年は1971年、台湾の1970年は1971年、1975年は1976年、1980年は1981年の数値。

注：2020年は、シンガポール1.10（暫定値）、香港0.87（暫定値）、韓国0.84（暫定値）となっている。

第1部 少子化対策の現状

第1章 少子化をめぐる現状

- ・2019年の全国の合計特殊出生率は1.36であるが、都道府県別の状況をみると、これを上回るのは36県。合計特殊出生率が最も高いのは沖縄県（1.82）、次は宮崎県（1.73）。最も低いのは東京都（1.15）、次は宮城県（1.23）。



都道府県	2019年 (確定数) (a)	2018年 (確定数)	2005年 (確定数) (b)	増減幅 (a-b)
北海道	1.24	1.27	1.15	0.09
青森	1.38	1.43	1.29	0.09
岩手	1.35	1.41	1.41	▲ 0.06
宮城	1.23	1.30	1.24	▲ 0.01
秋田	1.33	1.33	1.34	▲ 0.01
山形	1.40	1.48	1.45	▲ 0.05
福島	1.47	1.53	1.49	▲ 0.02
茨城	1.39	1.44	1.32	0.07
栃木	1.39	1.44	1.40	▲ 0.01
群馬	1.40	1.47	1.39	0.01
埼玉	1.27	1.34	1.22	0.05
千葉	1.28	1.34	1.22	0.06
東京	1.15	1.20	1.00	0.15
神奈川	1.28	1.33	1.19	0.09
新潟	1.38	1.41	1.34	0.04
富山	1.53	1.52	1.37	0.16
石川	1.46	1.54	1.35	0.11
福井	1.56	1.67	1.50	0.06
山梨	1.44	1.53	1.38	0.06
長野	1.57	1.57	1.46	0.11
岐阜	1.45	1.52	1.37	0.08
静岡	1.44	1.50	1.39	0.05
愛知	1.45	1.54	1.34	0.11
三重	1.47	1.54	1.36	0.11
滋賀	1.47	1.55	1.39	0.08
京都	1.25	1.29	1.18	0.07
大阪	1.31	1.35	1.21	0.10
兵庫	1.41	1.44	1.25	0.16
奈良	1.31	1.37	1.19	0.12
和歌山	1.46	1.48	1.32	0.14
鳥取	1.63	1.61	1.47	0.16
島根	1.68	1.74	1.50	0.18
岡山	1.47	1.53	1.37	0.10
広島	1.49	1.55	1.34	0.15
山口	1.56	1.54	1.38	0.18
徳島	1.46	1.52	1.26	0.20
香川	1.59	1.61	1.43	0.16
愛媛	1.46	1.55	1.35	0.11
高知	1.47	1.48	1.32	0.15
福岡	1.44	1.49	1.26	0.18
佐賀	1.64	1.64	1.48	0.16
長崎	1.66	1.68	1.45	0.21
熊本	1.60	1.69	1.46	0.14
大分	1.53	1.59	1.40	0.13
宮崎	1.73	1.72	1.48	0.25
鹿児島	1.63	1.70	1.49	0.14
沖縄	1.82	1.89	1.72	0.10
全国	1.36	1.42	1.26	0.10

資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

第1部 少子化対策の現状

【特集】少子化対策における新型コロナウイルス感染症の影響及びそれらへの対応について

1. 新型コロナウイルス感染症の流行

2. 婚姻件数、妊娠届出数、出生数の推移

- 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数及び妊娠届出数に減少傾向がみられる。
※2020年の婚姻件数（速報値）は53万7,583組（対前年比12.7%減）
※2020年1月～10月の累計妊娠届出数は72万7,219件（対前年比5.1%減）
- 出生数についても、妊娠から出産までの期間を踏まえると、2020年12月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が出始めているものと考えられる。
※2020年の出生数（速報値）は87万2,683人（対前年比2.9%減）
- 長期的にみても、婚姻件数や出生数は減少傾向が続いていることに加え、新型コロナウイルス感染症の流行が、結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を及ぼした可能性があるものと考えられ、今後の推移を注視していく必要がある。

3. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた少子化対策の主な取組

新型コロナウイルス感染症が結婚・子育て世代に与える影響を注視し、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組む。

- 結婚
 - 結婚に伴う新生活のスタートアップを支援する結婚新生活支援事業について、年齢・年収要件の緩和などの充実を実施（年齢要件:34歳以下→39歳以下、世帯年収要件:約480万円未満相当→約540万円未満相当）。等
- 妊娠・出産
 - 電話やオンラインによる相談支援・保健指導等の実施など、妊産婦に寄り添った支援を総合的に実施。
 - 集団健康診査の受診を控える傾向にある乳幼児健康診査について、個別健康診査への切替えに対する支援等を実施。等
- 子育て
 - 保育所等、幼稚園、地域子ども・子育て支援事業において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等を補助。等

4. 新型コロナウイルス感染症流行下における新たなつながりや支援の萌芽

- 結婚支援－オンラインを活用した婚活イベントの実施
- 新たな親子の交流の場づくり－「巣ごもり育児」が続く地域の親子の孤立を防ぐオンライン子育て支援
- 学びの継続－困窮家庭の子供たちを対象としたオンラインによる学習支援

新型コロナウイルス感染症を踏まえた少子化対策の主な取組

- 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数、妊娠届出数は減少傾向。
※2020年の婚姻件数(速報値)は53万7,583件(対前年比12.7%減)、2020年1月-10月の累計妊娠届出数は72万7,219件(対前年比5.1%減)、
※2020年の出生数(速報値)は87万2,683人(対前年比2.9%減)。
- 新型コロナウイルス感染症が結婚・子育て世代に与える影響を注視し、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組む。

(※)令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算を基に作成。()内は令和2年度当初予算額。

結婚

- 地域少子化対策重点推進交付金【3次補正+当初で20億円】
- ・結婚新生活支援事業について、コロナ禍における経済的打撃や将来不安が結婚に及ぼす影響等を考慮し、年齢・年収要件の緩和(34歳以下→39歳以下、世帯年収480万円相当→540万円相当)などの充実を実施。
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化等を重点的に支援(補助率を1/2→2/3に高上げ)するとともに、オンラインによる結婚支援・子育て相談など、コロナ禍での新たな取組を推進。
- 新規学卒者等への就職支援【3次補正0.9億円、当初102億円(87億円)】
- ・就職活動が十分に行えなかったり不安を抱える学生等を対象に、就職支援ナビゲーターによる個別支援等を実施。

子育て

- 保育所等、幼稚園、地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策に係る支援【3次補正(内閣府)65.2億円の内数(文部科学省)24億円(厚生労働省)117億円】
- ・職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等を補助。
- 高校生等奨学給付金による支援【当初159億円(136億円)】
- ・令和2年度より家計急変世帯についても授業料以外の教育費に係る支援を実施。
- 高等教育の修学支援新制度【当初4,804億円(4,882億円)】
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合、随時申込が可能。

妊娠・出産

- 妊産婦・乳幼児への総合的な支援【3次補正46億円】
- ・不安を抱え困難な状況にある妊産婦に対する電話やオンラインによる相談支援・保健指導等の実施、里帰り出産が困難な妊産婦に対する育児等支援サービスの提供、健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援等を実施。
- 母性健康管理措置による有給休暇制度導入等への取組支援【当初9.3億円】
- ・妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者に関して、有給休暇制度を導入し、休暇を取得させた事業主に対して助成を実施。

- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【当初7.8億円(3.8億円)】
- ・多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう、利用補助を拡充。
- 非正規雇用労働者・子育て中の女性等の円滑な就労に向けた支援【3次補正2.1億円の内数、当初831.4億円の内数(1241.1億円の内数)】
- ・ハローワークにおける相談支援体制の強化や、子育て中の女性等に対するマザーズハローワーク等でのマッチング支援、積極的な求人開拓の実施、トライアル雇用助成金の拡充、キャリアアップ助成金の活用による正社員化促進などにより、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに応じた就職支援を実施。

※上記の他、一時的な資金が必要な方への緊急小口資金等の特例貸付、住居を失うおそれのある方への住居確保給付金の支給など、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が厳しい方への支援を実施。
※引き続き「少子化対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応にも留意しながら、ポストコロナの社会経済、国民生活、人々の意識・行動の変容を見据えつつ、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める。

第2部 少子化対策の具体的実施状況

第1章 重点課題

少子化社会対策大綱（2020年5月29日閣議決定）の柱立てに基づき、少子化対策関連施策の具体的実施状況について、2020年度に講じたものを中心に記載

第1節 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

- 1 若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備
- 2 結婚を希望する者への支援
- 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
- 4 子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
- 5 男性の家事・育児参画の促進
- 6 働き方改革と暮らし方改革

第2節 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

- 1 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）
- 2 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- 3 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- 4 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

第3節 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

- 1 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
- 2 地方創生と連携した取組の推進

第4節 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

- 1 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
- 2 妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- 3 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

第5節 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

- 1 結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

第2章 ライフステージの各段階における施策

第1節 結婚前

- 1 ライフプランニング支援
- 2 若い世代のライフイベントを応援する環境の整備

第2節 結婚

- 1 経済的基盤の安定
- 2 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援 等
- 3 ライフプランを支える働き方改革

第3節 妊娠・出産

- 1 妊娠前からの支援
- 2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- 3 安全かつ安心して妊娠・出産できる環境の整備

第4節 子育て

- 1 子ども・子育て支援
- 2 子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減
- 3 仕事と子育てを両立するための働き方改革
- 4 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、女性活躍の推進
- 5 男性の家事・育児参画の促進
- 6 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い
- 7 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- 8 住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり
- 9 子供が健康で、安全かつ安心に育つ環境の整備
- 10 障害のある子供、貧困の状況にある子供、ひとり親家庭等様々な家庭・子供への支援
- 11 社会全体で子育てを応援する機運の醸成
- 12 子育て分野におけるICTやAI等の適切な活用

トピックス

少子化社会対策大綱の推進について（2021年度における主な取組）

「少子化社会対策大綱」（2020年5月29日閣議決定）に基づく施策の具体化について、「全世代型社会保障改革の方針」（2020年12月15日閣議決定）に盛り込まれた事項も含め、2021年度予算などで措置した主な取組を紹介する。

子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設

2021年度税制改正要望において認められた「子育て支援に要する費用に係る税制上の措置」（地方公共団体等が行うベビーシッターの利用料等に対する助成を非課税とするもの）について紹介する。

結婚新生活支援事業の充実について

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を補助する地方公共団体を対象に、国が地方公共団体による補助額の一部を支援する本事業について、2021年度の対象要件等に係る拡充内容等を紹介する。

結婚応援に関する全国連携会議

地方公共団体において結婚支援に取り組む担当者及びNPOを始めとする民間団体の結婚支援者を対象に、2021年2月にオンライン配信により開催した本会議について、有識者による講演や事例紹介の様子を紹介する。

新しい生活様式での父親の育児参画

新型コロナウイルス感染症の影響により、家族との過ごし方や子育てなどへの意識や行動の変化がみられることから、これを父親の育児参画促進の契機と捉え、機運醸成を図る取組にいかした三重県の事例を紹介する。



多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けて

埼玉県久喜市にある子育て支援センター「森のひろば」が、近接する認定こども園と連携し、妊娠期から学童期までのワンストップサービスを実現することで、子供と子育て家庭を総合的に支援している事例を紹介する。

NPOやシニア層の参画による地域における子育ての担い手の多様化

NPOや活力・意欲あるシニア層の参画を促し、子育ての担い手の多様化を進め、地域全体で子育て家庭を支えていくため、宮城県塩竈市、石川県小松市、京都府、香川県及びNPO法人あい・ぼーとステーションが実施する取組を紹介する。

地域の実情に応じた少子化対策の推進

地域における少子化の状況を都道府県別と市区町村別の観点からそれぞれ紹介。少子化の状況やその要因、課題には地域差があると考えられるため、地方公共団体において、関係部局が連携し、地域の実情に応じて、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組んでいる事例を紹介する。

家族の日・家族の週間

2020年11月に開催した「家族の日オンラインフォーラム2020」の様子や、「家族の日」「家族の週間」特設ホームページにおいて発信された坂本内閣府特命担当大臣（少子化対策）のメッセージ等について紹介する。



少子化社会に関する国際意識調査について

日本、フランス、ドイツ、スウェーデンの20～49歳までの男女における、恋愛、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージごとにおける意識や、新型コロナウイルス感染症拡大が結婚、妊娠・出産、育児負担に与えた影響の国際比較の結果を紹介する。

不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けて

坂本内閣府特命担当大臣（少子化対策）及び田村厚生労働大臣を共同座長、三ツ林内閣府副大臣及び三原厚生労働副大臣を共同副座長として開催した「不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討チーム」において、2020年12月に取りまとめた「不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた今後の取組方針」の内容を紹介する。

